

米国の包括的な税制改革とその影響

【ポイント】

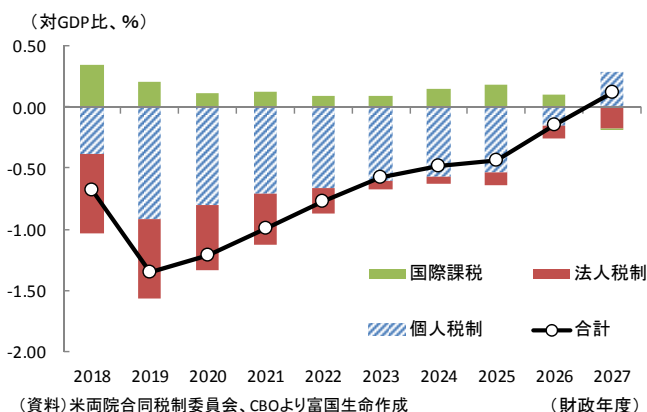
1. 米国において実現した包括的な税制改革は、個人消費や設備投資の増加を通じて2018年～2019年を中心に成長率を押し上げる要因となるが、減税規模に鑑みると、その効果は限定的なものになる。
2. 個人税制改正の恩恵が富裕層中心であるため個人消費の押し上げ効果は限定的とみられる。また、現状の米国企業は総じてキャッシュフローに余裕があり、法人税率引下げや設備投資の即時償却の措置により資本コストが低下したからといって、すぐさま企業が設備投資を積極化するとは考えにくい。
3. 短期的な成長率の押し上げ効果と併せて注目されるのが、中長期的な供給力の拡大、労働生産性上昇率や潜在成長率の上昇につながるかという点であり、一連の税制改革が企業行動にどのような変化をもたらすのか、今後見極めていく必要がある。

2017年12月22日、上下両院で既に可決されていた税制改革法案（Tax Cuts and Jobs Act）にトランプ大統領が署名したことにより、レーガン政権以来およそ30年ぶりに包括的な税制改革が実現することになった。本稿では、税制改革の概要や主な改正項目について確認したうえで、その経済への影響について考える。

1. 税制改革の概要

米両院合同税制委員会（Joint Committee on Taxation）の試算によれば、今回の税制改革による減税規模は2018年度～2027年度の10年間で1兆4,560億ドルにのぼる。年間では名目GDP比0.75%程度の大規模な減税策であり、今後の景気刺激要因となる。内訳としては、個人税制改正が1兆1,266億ドル（個人事業主、共同事業体などのパススルー事業体向け改正を除くと8,618億ドル）の税収減、法人税制改正が6,538億ドル（パススルー事業体向け改正を含めると9,186億ドル）の税収減となる一方、国際課税改正が3,244億ドルの税収増となっている。図表1は年度別に財政収支への影響をみたものであるが、年を追うごとに財政収支の押し下げ幅は縮小していく試算となっている。法人税制改正における設備投資の即時全額償却が5年に限られその後段階的に縮小されることや、個人税制改正の多くが2025年までの時限措置となっていることなどによる。成長率の押し上げ効果を考えるうえでは、単年度の財政収支への影響（減税規模）よりも、前年度からの差分が重要となるが、それが大きい2018年

図表1. 税制改革の財政収支への影響



度、2019年度（各前年度差0.7%pt）を中心に成長率が押し上げられる。もっとも、当社では2018年の成長率を0.2~0.3%押し上げる要因になると試算しており、減税規模に鑑みると、成長率押し上げ効果は限定的なものになると考えている。

2. 個人税制の改正

個人税制の改正においては、所得税の税率区分は7段階が維持されたものの、最高税率を現行の39.6%から37%とするなど全般に引き下げられ、基礎控除や子ども扶養控除が拡充された一方で、人的控除や各種項目別控除が廃止されるなど、制度が簡素化された（図表2）。また、パススルー事業体の税負担が軽減されたほか、2019年1月からはオバマケアの保険加入義務違反に課される罰金税（individual mandate penalty tax）が廃止されることで、オバマケアは事実上廃止されることとなる。なお、所得税については改正の多くが2025年までの時限措置となっている。今回の包括的な税制改革は今後10年間の税収減を1.5兆ドル以内に抑え、財政赤字が拡大する期間も今後10年間に限る必要があったためである。

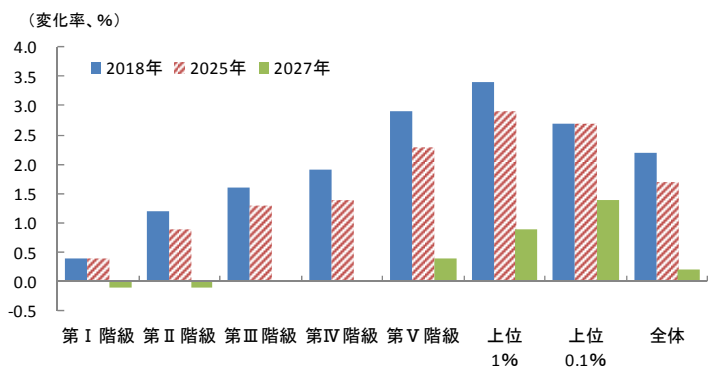
図表2. 個人税制の主な改正内容

個人税制の主な改正内容	2018~2027年の税収増減(億ドル)
個人所得税率の引き下げ(2025年末までの時限措置) 税率区分は10%、15%、25%、28%、33%、35%、39.6%の7段階から 10%、12%、22%、24%、32%、35%、37%の7段階に	-12,142
基礎控除を約2倍に引き上げて、単身者は12,000ドル、夫婦合算24,000ドルに (2025年末までの時限措置)	-7,204
パススルー事業体への課税に20%の所得控除を適用(2025年末までの時限措置)	-4,145
子ども扶養控除の拡大(2025年末までの時限措置)	-5,734
個人向け代替ミニマム税の控除額を引き上げ(2025年末までの時限措置)	-6,371
遺産税の控除額を倍増(2025年末までの時限措置)	-830
人的控除の廃止(2025年末までの時限措置)	12,115
各種控除の廃止・縮小(2025年末までの時限措置) 州・地方税控除は上限1万ドル 住宅ローン利子控除が適用されるローンの上限は75万ドル	6,684
オバマケアの保険加入義務廃止	3,141
その他の個人所得税項目	3,220
合計	-11,266

(資料)米両院合同税制委員会資料等より富国生命作成

こうした個人税制の改正は税引き後所得の増加を通じて個人消費の押し上げにつながるが見込まれる。また、後述する法人向け減税で企業利益が押し上げられるため、株高による資産効果を通じた消費マインドの改善も期待される。しかし、個人向け減税の恩恵は富裕層に偏っていることから、個人消費の押し上げ効果は限定的になるとみられる。Tax Policy Centerの試算によれば、図表3のとおり、2018年時点では全体平均で税引き後所得が2.2%増加することが見込まれているものの、所得が高い世帯ほど税引き後所得の増加率が大きく、所得上位20%（第V階級）の世

図表3. 所得階層別の税引き後所得の変化率



(資料)Tax Policy Centerより富国生命作成
(備考)所得五分位の境界は、28,100ドル、54,700ドル、93,200ドル、154,900ドル
所得上位1%は912,100ドル以上、0.1%は5,088,900ドル以上

帯への減税額が、家計全体の減税額の65%を占めるとされている。一般に、所得が高い人ほど消費性向が低くなるため、富裕層中心の減税は、個人消費の増加につながりにくい。また、2025年までの時限措置であり将来は税負担増となるという点からも、個人消費を喚起する効果は限定的になると考えられる。

3. 法人税制および国際課税の改正

個人税制改正のほとんどが2025年までの時限措置とされた一方、法人向けの措置は一部を除いて恒久化される。法人税制においては、連邦法人税率が現行の最高35%の税率から21%に一本化される(図表4)。これにより主要先進国の法人税率の平均とされる22.5%を下回ることになる。また、向こう5年間の時限措置として、一定の条件を満たす設備投資は全額即時償却が認められ、その後は段階的に縮小・廃止される。一方、原則として全額損金算入可能とされていた利払い控除が調整後課税所得の30%までに制限されるほか、営業損失の繰り越しは無制限の繰り越しが可能となる一方で利用可能額は課税所得の80%に制約されるなど、各種税制優遇措置が縮小・撤廃されることとなった。米国企業は、既に各種優遇措置を使って法人実効税率を引き下げていたため、法人税率の見かけの引下げ幅ほどには税負担が軽減されない点には留意する必要がある。

国際課税においては、今回の改正により全世界所得課税を廃止し、源泉地国課税(テリトリアル課税)へ移行することとなった。これまで米国では、法人の所得の源泉が国内であっても国外であってもすべて米国の課税対象とする全世界所得課税が採用され、海外子会社が得た所得が米国親会社に配当として還流した時点で課税する仕組みを採ってきた。米国企業は還流時まで課税を先送りできるため、2兆ドル超もの利益を海外に滞留させていた。それが改正により、海外子会社の所得は源泉地国でのみ課税され、米国親会社が海外子会社から受け取る配当への課税が撤廃されることから、企業にとって留保利益の活用における自由度が増すことになる。また、この源泉地国課税への移行措置として、1986年以降に海外に留保されてきた利益に対して米国内に還流されたものとして扱い、1回限りの課税(流動資産に15.5%、非流動資産に8%が課税され、8年間の分割納税が可能)を行うこととなったほか、課税ベース浸食(他国籍企業などによるグループ間の国際取引などを用いた課税回避などのこと)等へ対処するための課税強化も盛り込まれた。

図表4. 法人税制および国際課税の主な改正内容

法人税制の主な改正内容	2018~2027年の 税収増減(億ドル)
連邦法人税率を最高35%から一律21%に引下げ	-13,485
企業向け代替ミニマム税の廃止	-403
今後5年間、設備投資の全額即時償却を認め、その後は段階的に縮小・廃止	-863
各種税制優遇措置の見直し	5,931
利払い控除を課税所得の30%までに制限、営業損失の繰り越し制限等	
その他の法人税項目	2,282
合計	-6,538

国際課税の主な改正内容	2018~2027年の 税収増減(億ドル)
全世界所得課税方式から源泉地国課税方式への移行	
海外子会社から受け取る配当への課税撤廃	-2,236
これまで海外に留保された利益に対し1回限り課税 (流動資産15.5%、非流動資産8%)	3,388
課税ベースの浸食(多国籍企業による課税回避や利益移転等)防止	1,496
その他の国際課税項目	596
合計	3,244

(資料)米両院合同税制委員会資料等より富国生命作成

こうした一連の法人税制および国際課税の改正により、企業の設備投資の拡大やそのための海外利益の還流を促すことが期待されている。しかし、政府の思惑通り、設備投資の拡大につながるかは不透明である。

海外利益の還流への課税が今後撤廃されるとしても、実際に資金還流が生じるかは、企業の経営戦略、必要性次第である。海外留保利益に対する減税としては、2004年10月に成立した本国投資法（HIA）が過去の例として挙げられるが、この時の米国への資金還流に掛かる税率大幅引下げ（通常35%→5.25%）は2005年の1年間に限ったものであったため、2005年の米国親会社への配当の支払いが急増し、3,000億ドルもの大規模な資金還流が生じた。1年限りの大幅減税であったことが資金還流の強いインセンティブを生んだが、今回の減税は恒久措置であることに加え、過去の海外留保利益についても本国還流の有無を問わず一括課税する措置であるため、企業が急いで利益を本国還流させるインセンティブは乏しい。また、仮に米国への資金還流が進んだとして、資金が国内設備投資の増加につながるかは不透明である。2005年の事例では、還流資金の大半は自社株買いなどに用いられ、設備投資の増加には結び付かなかった。2005年当時と状況を比べれば、相対的に割高な現在の米国株価のバリュエーションを踏まえると、自社株買いに還流資金を回すインセンティブは低下していると考えられる。しかし、そもそも現状の米国企業は総じてキャッシュフローに余裕があり、法人税率引下げや設備投資の即時償却の措置により資本コストが低下したからといって、すぐさま企業が設備投資を積極化するとは考えにくい。

4. 中長期的な供給力の拡大につながるか

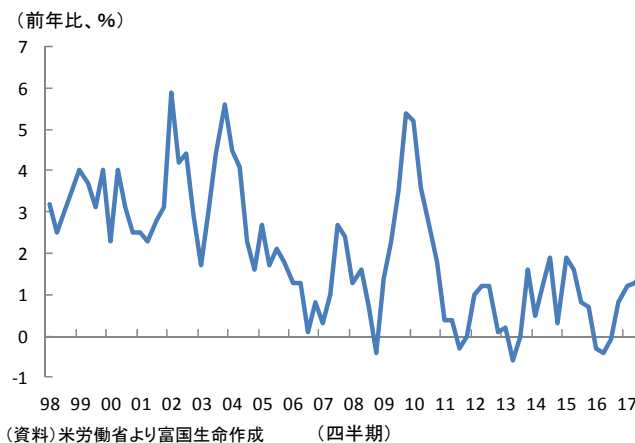
今回の税制改革は減税規模の大きさに鑑みると、その効果は限定的にとどまるとみられるものの、2018年～2019年中心に個人消費・設備投資の増加を通じて成長率を押し上げることが予想される。一方で、短期的な成長率の押し上げ効果と併せて注目されるのが、中長期的な供給力の拡大であり、低迷する労働生産性上昇率や潜在成長率の上昇につながるかどうかという点である（図表5）。

既に失業率は完全雇用とみられる

水準まで低下している状況下、供給力の拡大を伴わずに需要のみが押し上げられれば、需給逼迫による物価の急上昇を招き、FRB（米連邦準備理事会）の利上げペースが急加速するリスクも懸念される。その懸念を回避するには、企業の設備投資の増加などによって資本形成が進み、労働生産性上昇率や潜在成長率が高まっていくことが必要である。

今回の税制改革が、労働生産性上昇率や潜在成長率の引上げにどの程度プラスの影響を及ぼすかは、企業の投資行動次第である。法人税率引下げや源泉地国課税への移行といった一連の法人向けの税制改革が企業行動にどのような変化をもたらすのか、今後見極めていく必要がある。

図表5. 労働生産性上昇率の推移



(財務企画部 大野 俊明)